

南アルプス市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル選考実施要領

1 目的

この要領は、南アルプス市地域公共交通計画策定業務に係る契約候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施し、提案業者の業務遂行についての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

南アルプス市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

(3) 提案上限金額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以内とする。

(4) 業務内容

別紙「南アルプス市地域公共交通計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

実施内容	期日
実施要領等の公表	令和5年5月18日（木）
質問書の提出期限	令和5年5月24日（水）午後5時まで
質問書への回答	令和5年5月25日（木）を予定
企画提案書等の提出期限	令和5年6月2日（金）午後5時まで
結果通知	令和5年6月14日（水）
契約締結	令和5年6月16日（金）※予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出から契約締結までの間、南アルプス市物品購入等契約に係る指名停止等措置要による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 南アルプス市暴力団排除条例に基づく措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 直近3カ年に地域公共交通計画若しくは地域公共交通網形成計画及び地域公共交通利便増進実施計画若しくは地域公共交通再編実施計画の策定に関する契約実績を有すること。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加者は別紙「南アルプス市地域公共交通計画策定業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、下記のとおり提案書等を提出する。

- ア. 参加申込書(様式1) 正本1部
- イ. 誓約書(様式2) 正本1部
- ウ. 会社概要(様式3) 正本1部、副本6部
- エ. 関連事業実績(様式4) 正本1部、副本6部
- オ. 業務実施体制(様式5) 正本1部、副本6部
- カ. 配置予定者調書(業務責任者)(様式6) 正本1部、副本6部
- キ. 企画提案書(表紙)(様式7) 正本1部、副本6部
 - ① 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本6部
 - ② 業務工程表(任意様式) 正本1部、副本6部
 - ③ 見積書(様式8) 正本1部

※本業務に要する費用(消費税及び地方消費税抜の金額)を踏まえ、見積書を作成すること。

- ク. 電子データ(提出書類ア～キをPDF形式で保存したもの)1枚(CD-R又はDVD-R)

(2) 企画提案書の作成要領

- ア. 企画提案書はA4判縦両面、ページ制限なし(A3判による折込可)で任意とする。
- イ. 提出書類はフラットファイル(A4版)に左綴じとすること。
- ウ. 仕様書の内容を踏まえ、次の①～④の項目について作成すること。

① 業務の実施方針

本市の現状を踏まえ、本業務に求められる役割、業務遂行上の基本姿勢等を示すこと。

② 基礎的調査の分析の視点及び方法

南アルプス市の地域特性や地域公共交通の現状と課題などを明らかにするため本業務における分析の視点、調査方法、調査結果のまとめ方などについて提案すること。

特に市民ニーズの把握については、把握の方法や分析、計画案への反映などについて具体的に示すこと。

③ 地域公共交通事業の検証・評価の方法

仕様書を踏まえ、コミュニティバスやコミュニティタクシーなどに関する総合的な検証・評価の基本的視点と今後の市の方向性へのフィードバックに関する提案について示すこと。特に公共交通だけでなく福祉施策等の事業を組み合わせた提案を行うこと。

④ 業務工程・スケジュール

本業務で実施しようとする各業務の工程で、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて示すこと。また、業務について追加提案があれば、具体的に示すこと。

(3) 提出期限

令和5年6月2日(金)午後5時

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に持参すること。

※提出期限を過ぎて送達又は提出された企画提案書等については、受理しない。

※必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

※企画提案書等の提出は、1 者 1 提案とする。

(5) 提出先

市民部 市民活動支援課 市民生活担当 塩谷
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原 376
TEL : 055-282-6493 FAX : 055-282-1112

6 質疑の受付及び回答

質疑については、下記により提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式 9）

(2) 提出期限

令和 5 年 5 月 24 日（水）午後 5 時

(3) 提出方法

FAX のみ（到着確認の連絡をすること）

FAX : 055-282-1112

(4) 提出先

市民部 市民活動支援課 市民生活担当 塩谷

(5) 回答

質疑者名を伏せた上で、令和 5 年 5 月 25 日（木）に市のホームページにて公表する。

7 選定方法

(1) 選定方法

提出書類により、次に示す審査項目ごとの配点に基づき選定する。

審査項目	評価の視点
事業の実施主体 の評価	① 業務体制の構築 業務遂行能力があると認められる適切な業務体制（人員配置等）となっているか。
	② ノウハウ・実績 事業を適切に遂行するためのノウハウを有しており、効果的に遂行するための実績を十分に有していると認められるか。
	③ スケジュールの構築 本市の求めるスケジュールと合致しているか。
事業提案内容の 評価	④ 調査分析の方針・内容 本市の地域特性や地域公共交通の現状と課題などを明らかにするための本業務における分析の視点、調査方法、調査結果のまとめ方等について、どのような提案ができていますか。 また、ニーズの把握については、把握の方法や分析、計画案への反映について具体的に示しているか
	⑤ 検証・評価方法 コミュニティバス、コミュニティタクシーほか市内の公共交通について総合的な検証・評価の視点があり、今後の市の方向性に関わるフィードバックや、事業の展開について提案ができていますか。 本市の計画（総合戦略、総合計画など）や、他の施策（子育て、福祉施策など）との関連性をどのように示すことができたか。
	⑥ 実行性のある計画 本市の実情に合った実行性のある計画とすることの考えが、具体的に示しているか。
見積金額の評価	⑦ 見積額（税込） 次の計算式に基づき評価点を算出（小数点以下切捨て）。 (最低事業者見積単価/事業者見積単価) × 配点

- (2) 選定結果については、応募者に書面にて通知する。
- (3) 評価基準点（最大評価点の60%）を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を優先交渉権者とする。
- (4) 選定に係る評価の経緯及びその内容等に関する問い合わせには応じない。また、結果に対する異議申し立てについても、受け付けない。

8 契約の締結

- (1) 本市と選定した応募者が協議を行い、本公募通知、別紙仕様書及び提出のあった企画提案書に基づき、告示において定める仕様書の内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書に応じた仕様書に変更する。
- (2) 仕様書の確定後、選定した応募者から見積書の提出があった後、契約を締結する。
- (3) 上記にかかわらず、審査の結果により、どの応募者とも契約の締結を行わないことがあることに留意すること。
- (4) 契約の締結と同時に、次に掲げる保証を付さなければならないこととする。なお、契約保証金の額、保証金額、保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。
 - ア. 契約保証金の納付
 - イ. 契約保証金に代わる担保となると市が認める有価証券等の提供
 - ウ. この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実に認める金融機関の保証
 - エ. この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

9 その他

- (1) 「4 参加資格」に定める要件については、必要書類の提出時から継続的に満たすこととし、当該要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。また、本事業に関する業務委託契約の相手方の候補者として選定された後においても、当該要件を満たさなくなった場合は、契約の締結は行わない。
- (2) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等にかかる費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて公募停止等の措置を講じることとする。
 - ア. 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ. 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ. 候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ. 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。